

一 監 第 35 号
令和5年 1月 19日

一戸町長 小野寺 美 登 様

一戸町監査委員 立 花 良 孝



一戸町監査委員 仁昌寺 泰 夫



令和4年度公の施設の指定管理団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、特定非営利活動法人NPOスポーツウェルネス、特定非営利活動法人いちのへ文化・芸術NPO及び一戸町体育協会に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和4年度公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項による監査

2 監査の対象

公の施設	担当課	指定管理者
一戸町総合運動公園	生涯学習・協働推進課	特定非営利活動法人 NPOスポーツウェルネス
一戸町コミュニティセンター・図書館	生涯学習・協働推進課	特定非営利活動法人 いちのへ文化・芸術NPO
御所野縄文公園	世界遺産課	特定非営利活動法人 いちのへ文化・芸術NPO

3 監査の範囲

令和3年度に行った公の施設の指定管理に係る手続き等事務の執行状況並びに指定管理者の公の施設の指定管理業務の全般及び付随する事務の執行状況

4 監査の期間

令和4年12月5日（月）から令和4年12月23日（金）まで

5 監査の方法

担当課から施設の指定管理に係る協定書、事業計画書、実績報告書等の関係書類を、指定管理者から事業に係る関係書類、帳簿等を徴し、事務局職員による予備監査を実施するとともに、監査委員が監査対象施設に出向いて関係者から説明等を求めることにより監査を実施した。

6 監査の着眼点

(1) 担当課

- ① 指定管理に関する協定内容に必要事項が確実に記載されているか。
- ② 指定管理に関する協定内容の遂行が確認できているか。
- ③ 指定管理料の執行内容が確認できているか。
- ④ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用の奨励に努めているか。

- ⑤ 指定管理者制度が機能し効率的な管理運営が図られ、利用促進効果が発現できるものとなっているか。
- ⑥ 利用料金等の現金等金品の收受や保管及び管理等について、指導管理がされているか。
- ⑦ 指定管理者への指導監督は、適切に行われているか。

(2) 指定管理者

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と担当課へ提出した実績報告書等は符合するか。
- ② 指定管理料の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 実施業務は、計画及び目的に従って実施され、十分効果があげられているか。また、指定管理料等が目的外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書などの証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 指定管理料等に係る収支の会計処理は適正か。
- ⑥ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑦ 利用料金等の收受や保管管理が適切になされ、その他金銭等の管理が徹底されているか。

第2 監査の結果

1 一戸町総合運動公園

(1) 指定管理の概要

ア 指定管理者	特定非営利活動法人NPOスポーツウェルネス
イ 担当課	生涯学習・協働推進課
ウ 指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
エ 指定管理料	49,940,000円（令和3年度）
オ 施設概要	クラブハウス、陸上競技場、野球場、テニスコート、屋内ゲートボール場、多目的グラウンド、ドッグラン、ウォーキングコース

(2) 監査の結果

指定管理者及び担当課の事務について、おおむね適正に執行されているものと認められる。

ただし、「(3) 監査に係る意見」のとおり改善の必要があるものが認められることから、担当課においては、事務処理の改善及び指定管理者に対し適切な指導を行うとともに、指定管理者においては適切な措置を講じられたい。

(3) 監査に係る意見

管理する運動公園施設の利用促進に創意工夫を凝らしているほか、各地に出向いた運動教室などを積極的に開催（延528回・参加者延5,680人）するなど本町のスポーツ振興の拠点としての機能を十分に果たしているものと認められるが、一層のサービス向上と適切な管理運営がなされるよう、次の事項について改善をされたい。

ア 基本協定に定めている利用者数の月次報告や目標指標の進捗管理がなされていないほか、指定管理者の管理運営体制に係る担当課と指定管理者との間の課題共有や意思疎通が十分でない点が見受けられることから改善をされたい。

イ 会計処理について1名の職員で行っており、公金等の適切かつ安全な管理がなされるよう複数の職員で役割を分担し、相互牽制がなされる体制になるよう改善されたい。

ウ 町で整備している備品台帳（財務会計システムによるデータベース管理）が指定管理者と共有されていないため、指定管理者において備品の把握が適切になされていない点が見受けられるので改善されたい。

エ 在勤地旅行に際して、旅行命令が適切に行われぬなど職員の出退勤管理に適切さを欠く面が見受けられることから、規程の整備や事務処理の適正化に向けた取組をされたい。

オ コミュニティセンター・図書館や御所野縄文公園で行っている利用者の満足

度や苦情などをモニタリングする取組や活動内容の評価を行う仕組みについて導入を検討されたい。

カ 職員・業務従事者の平均年齢が高く、今後、施設管理や組織運営に支障を来すことが懸念されることから、職員等の新たな採用について一層努められたい。

また、職員・業務従事者の給与・賃金が指定管理を引き受けた当時の町の臨時職員賃金を基準に算定され、以来、適切な見直しがなされていない状況にあり、これが職員等の確保を難しくしている要因とも考えられることから、担当課及び指定管理者においては町の現行の制度や最近の労働関係法令の改正なども踏まえつつ、その見直しについて検討されたい。

2 一戸町コミュニティセンター・図書館

(1) 指定管理の概要

ア 指定管理者	特定非営利活動法人いちのへ文化・芸術NPO
イ 担当課	生涯学習・協働推進課
ウ 指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
エ 指定管理料	65,575,000円（令和3年度）
オ 施設概要	ホール、会議室、視聴覚室、図書室、配膳室、事務室、ギャラリー、駐車場

(2) 監査の結果

指定管理者及び担当課の事務について、特に指摘すべき事項はなく、おおむね適正に執行されているものと認められる。

ただし、「(3) 監査に係る意見」のとおり改善の必要があるものが認められることから、担当課においては、事務処理の改善及び指定管理者に対し適切な指導を行うとともに、指定管理者においては適切な措置を講じられたい。

(3) 監査に係る意見

管理するコミュニティセンター・図書館について企画展など自主事業に積極的に取り組んでいるほか、専門職としての能力・技術向上などにも取り組み、本町の図書館・文化振興拠点としての機能を十分に果たしているものと認められるが、一層のサービス向上と適切な管理運営がなされるよう、次の事項について改善をされたい。

ア 年度協定書（業務仕様書）において、管理運営に係る事業及びその他事業については、別口座で管理することとされているが、同一口座で管理している状況にある。

これは仕様書と異なる取扱いとなっていることから、担当課においては、現状の経理実態などを踏まえつつ、どのような口座管理が適当か指定管理者と協議し、

見直しを検討されたい。

イ 町で整備している備品台帳（財務会計システムによるデータベース管理）が指定管理者と共有されていないため、指定管理者において備品の把握が適切になされていない点が見受けられるので改善されたい。

ウ 年度協定書（業務仕様書）に基づき、利用者の満足度や苦情などをモニタリングしたり、活動内容の評価を行う仕組みを導入しているが、その結果について担当課において把握していないことや、指定管理者において次年度の計画に十分に活かしていないなど不十分な点が見受けられるので、担当課及び指定管理者においては、その取組が一層、効果を上げられるものとなるよう改善をされたい。

エ 職員の給与は、指定管理を引き受けた当時の町の臨時職員（現在は会計年度任用職員に移行）賃金を基準に算定され、その後、多少の見直しはされたものの、その給与水準は、学歴、経験年数が同等の町の会計年度任用職員と比較して低い状況にある。担当課及び指定管理者においては、町の現行の制度や、最近の労働関係法令の改正なども踏まえつつ、その見直しについて検討されたい。

3 御所野縄文公園

(1) 指定管理の概要

ア 指定管理者	特定非営利活動法人いちのへ文化・芸術NPO
イ 担当課	世界遺産課
ウ 指定期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
エ 指定管理料	51,864,000円（令和3年度）
オ 施設概要	御所野縄文博物館、史跡公園、吊り橋、駐車場

(2) 監査の結果

指定管理者及び担当課の事務について、特に指摘すべき事項はなく、おおむね適正に執行されているものと認められる。

ただし、「(3) 監査に係る意見」のとおり改善の必要があるものが認められることから、担当課においては、事務処理の改善及び指定管理者に対し適切な指導を行うとともに、指定管理者においては適切な措置を講じられたい。

(3) 監査に係る意見

管理する御所野縄文公園について、調査研究活動、講演・講座、企画展など事業に積極的に取り組み、本町が誇る世界文化遺産の発信拠点としての機能を十分に果たしているものと認められるが、一層のサービス向上と適切な管理運営がなされるよう、次の事項について改善をされたい。

ア 年度協定書（業務仕様書）において、管理運営に係る事業及びその他事業につ

いては、別口座で管理することとされているが、同一口座で管理している状況にある。

仕様書と異なる取扱いとなっていることから、担当課においては、現状の経理実態などを踏まえつつ、どのような口座管理が適当か指定管理者と協議し、見直しを検討されたい。

イ 町で整備している備品台帳（財務会計システムによるデータベース管理）が指定管理者と共有されていないため、指定管理者において備品の把握が適切になされていない点が見受けられるので改善されたい。

ウ 令和3年度の事業計画書が未策定のため、活動状況の評価が行われていないなど協定書に定める取組がなされていない状況が見受けられることから、担当課及び指定管理者においては、協定書に基づいた施設管理運営を適切に行うよう取り組まれたい。

4 その他町の公の施設の指定管理制度の運用に係る意見

公の施設の指定管理事務について、今般、3施設について監査したところ、上記の意見のとおり、指定管理者に対する定期的な指導管理、成果に係る評価など協定内容が施設によって異なったり、規定されていても十分に機能していない面などがみられたほか、人件費の見直しが適宜なされていないなどの課題が見受けられた。

については、町は公の施設の設置者として、施設ごとの特性を踏まえつつも、人件費を含め指定管理料の算定基準の目安を示したり、指定管理者の管理運営状況の定期的な履行確認や管理運営状況の評価・公表など、町の対象施設全体に一定の統一的な指定管理制度の運用がなされるよう、ガイドラインの制定を検討されたい。

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項による監査

2 監査の対象

対象団体名	対象事業名	担当課
一戸町体育協会	一戸町体育協会事業費補助金	生涯学習・協働推進課

3 監査の範囲

令和3年度に行った一戸町体育協会に対する事業費補助金の出納その他の事務の執行状況

4 監査の期間

令和4年12月12日から令和4年12月23日まで

5 監査の方法

関係書類の提出を受け書類による予備監査を実施するとともに、担当課及び補助金交付団体の関係者から事情聴取した。

6 監査の着眼点

(1) 担当課

- ア 補助金その他の財政的援助の決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金の目的は明確か、また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- エ 補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- オ 補助金交付団体への指導監督は、適正に行われているか。

(2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と担当課に提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付目的に従って実施され、十分な効果があげられているか。
また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記録は適正か。また、領収書などの証拠書類の整備、保

- 存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は、適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は、適正に行われているか。また、精算に伴う返還金がある場合の返還時期は適切か。

第2 監査の結果

1 令和3年度一戸町体育協会事業費補助金の概要

(1) 補助金交付の根拠

一戸町補助金交付規則

一戸町体育協会事業費補助金交付契約書

(2) 補助金交付額

1,300,000 円

2 監査の結果

次のとおり補助金が過大に交付され、適正を欠いていることから、担当課においては一戸町体育協会に対し補助金の返還を求めるとともに、適切な指導を行われたい。

【指摘事項】

- (1) この補助金は、一戸町補助金交付規則及び一戸町体育協会事業費補助金交付契約書に基づき交付されているが、当該契約書によれば、一戸町体育協会が令和3年度事業計画書により事業を行い、町は、これに要する経費に対し補助金1,300,000円を交付するとされている。
- (2) 一戸町体育協会の令和3年度収支決算書によれば、支出の決算額合計は1,711,639円とされ、このうち「不測の事態」に備えるための基金として500,000円が積み立てられているところである。
- (3) 補助金交付契約書によれば、この補助金は、(1)のとおり事業計画書に基づき行われた事業について支出された経費を対象として交付されるものであり、事業計画に基づかず、かつ、実際に支出がなされていない当該基金については、補助の対象とは認められない。
- (4) したがって、令和3年度の支出決算額1,711,639円から基金相当額500,000円を差し引いた1,211,639円が補助対象となることから、交付すべき補助金額は1,211,639円となり、88,361円が過大に交付されたと認められる。

3 監査の意見

今回の補助金が過大に交付され、適正を欠いた要因としては、この補助金の補助目的や対象となる経費が明確になっていないことや、担当課が補助金精算時において確

認事務に適正さを欠いたことが上げられる。

ついては、担当課においては、この補助金の目的や対象となる経費を補助金交付契約書において明示するとともに、補助金精算時における実績報告確認事務の一層の適正化を図られるよう留意されたい。